

「HPSC ネットワーク連携機関（体力測定）指定基準」における用語の説明

● 「体力測定」

【説明】

- JSC が指定する測定項目に関し適合対象体力測定機器を用いて申請機関がアスリートを対象に実施する測定をいう。

● 「体力測定情報」

【説明】

- JSC が指定する方法で実施される体力測定によって取得される測定値及びそれに伴い作成・提供・受領されるデータ一式（個人情報を含む。）をいう。具体的には次のとおり。
 - ① 連携機関又は JSC が取得する測定値
 - ② 連携機関又は JSC による体力測定に伴い作成又は取得する基本情報（ID、氏名、生年月日、競技・種目名等）
 - ③ JSC が体力測定に伴い連携機関に提供する参考値（例：匿名化された統計値）
 - ④ 連携機関又は JSC が上記①②③の情報に基づき作成する一切の生成物（例：フィードバック帳票）

● 「適合対象体力測定機器」

【説明】

- JSC が指定する測定項目について JSC が定める基準を満たす体力測定実施能力を有する機器をいう。
- 適合対象体力測定機器を用いて測定値を取得する。
- 一部の適合対象体力測定機器に PC を接続（この場合の PC を以下「体力測定機器用 PC」という。）し、測定値の分析、解析その他体力測定に係る必要な作業を実施する。

● 「測定情報取扱用 PC」

【説明】

- 体力測定情報を取り扱うための PC をいう。
- 体力測定情報の一部又は全部を基にした生成物の作成及び JSC との間でのデータの授受その他体力測定に係る必要な作業を実施するための PC をいう。
- 測定項目によっては体力測定機器用 PC を兼ねる場合がある。

● 「データ保存場所」

【説明】

- 体力測定情報の保存場所をいう。
- 保存の対象は紙媒体及び電磁的記憶媒体（SSD、フラッシュメモリー、SD カード等）を含む一切の記録媒体を含む。
- 保存場所は、キャビネット、適合対象体力測定機器、測定情報取扱用 PC その他の電磁的保存機器（ファイルサーバ、PC、HDD 等）を含む一切の物理的・電磁的保存場所をいう。

以上